

会社法制（企業統治等関係）部会資料21に対する意見

平成30年6月20日

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料21「その他の見直しについての個別論点の検討」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

一．「第2 株式交付」について

1．株式を対価とするM&Aの円滑化に向けた制度整備の意義について

第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、我が国企業がその競争力を強化するためには、大胆な事業再編により、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていくことが必要である。

株式を対価とするM&Aには、大規模な買収や、新興企業等の手元資金に余裕のない企業等による買収が可能となるといった利点が認められ、大胆な事業再編を実施する上で有効なツールとなり得るものであり、欧米においては広く活用されている手法である。しかしながら、我が国においては、株式交換によることができないいわゆる部分買収や外国会社の買収等の場合には、会社法上の規制などが阻害要因となり、株式を対価とするM&Aはほとんど活用されていない状況にある。

そのため、株式を対価とするM&Aの円滑化に向けて制度整備を講じることは喫緊の政策的課題となっており、株式交付に関する規律を創設することの政策的意義は極めて大きい。

このような観点から、株式交付に関する規律を設けることに賛成する。

2．株式交付を利用することができる場面について

企業における事業再編ニーズに対応する観点からは、子会社との一体的な経営を強化するために行われる「子会社株式の買増し」についても、これを円滑に行うことができるよう制度整備を講じることが望ましい。

また、米国のLLCを始めとして、海外では株式会社以外の会社形態も広く利用されており、グローバル化への対応や海外需要の取り込みに伴い、かかる

会社の買収も今後益々重要となることが予想される。我が国においても、近年、合同会社を始めとする持分会社の利用は拡大しつつある（例えば、法務省の登記統計によれば、平成29年における株式会社の設立件数が91,379社であるのに対して、合同会社の設立件数は27,270社である。）ことも踏まえると、持分会社を対象とする事業再編も今後重要性を増していくと考えられる。

パブリックコメントにおいても、株式交付をより広く利用可能な制度とすべきである旨の意見も示されているところであり、株式交付を利用することができる場面については、我が国企業の競争力の強化の実現に向けた制度整備という観点から、上記のようなニーズも踏まえて、改めて議論がなされることが期待される。

二．執行役員等を巡る検討課題について

平成9年頃から取締役数の削減に併せて執行役員を選任する企業が現れ始め、現在では多くの企業で執行役員の選任が行われている。さらに、近年、我が国企業の多くが、取締役会の監督機能を強化する観点から、社外取締役を複数選任している。かかる企業の中には、取締役会の規模の適正化とも相まって、社外取締役の数が増加する分、業務執行取締役の数が削減され、その結果、業務執行取締役の数の減少を補う形で、いわゆる執行役員などの会社法上は「使用人」とされる者が、経営陣幹部として経営において重要な役割を果たしたり、場合によっては経営トップに就任する事象（「執行役員社長」等）も生じている。

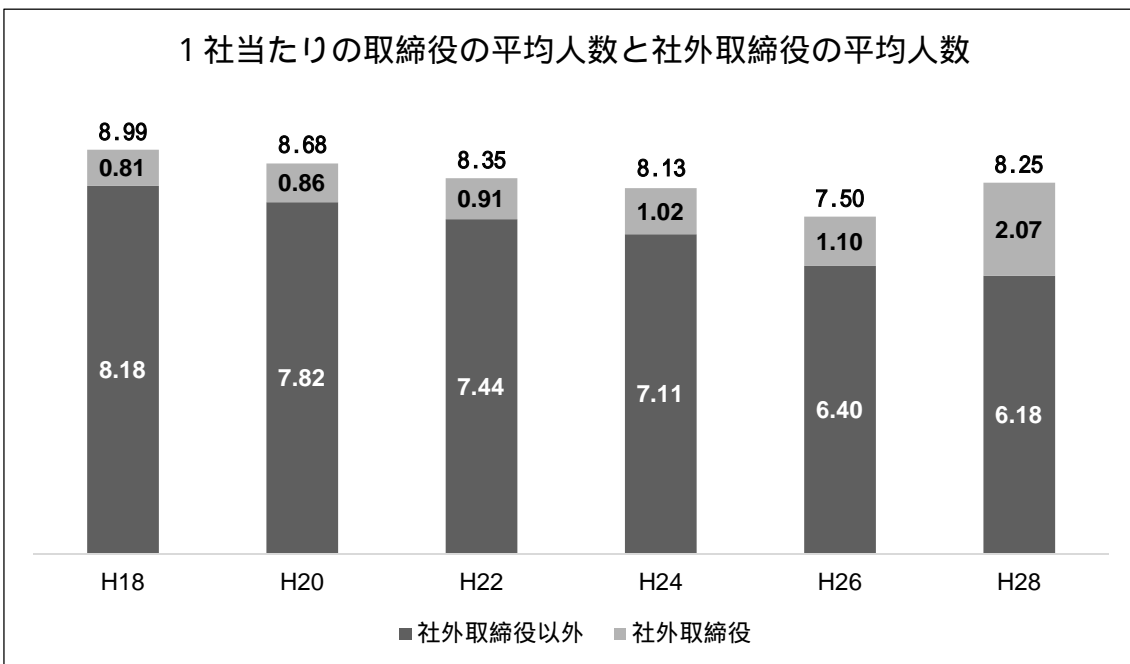
このような執行役員等の選任は、取締役数を削減する中で、会社法上、取締役以外の業務執行を行う機関が指名委員会等設置会社における執行役以外に存在しない中、実務の工夫として行われている面もある。しかしながら、新経営陣を新事業年度初めに選任する企業では年度初めから株主総会までの期間について「社長」の空白を避けるため、取締役でない新社長を会社法上の代表権を有する者として選任するニーズも想定される。また、経営陣幹部として、実質的には業務執行取締役と同等の重要な職責を果たす場合もあるにもかかわらず、善管注意義務・忠実義務等の各種責任、報酬規制、情報開示など、取締役や執行役に適用される会社法上の様々な規律の対象とならないという点も指摘されている。

これらを踏まえ、実務上執行役員等として選任されている者のうち、業務執行取締役と同等程度の特に重要な職責を果たす者について、例えば、指名委員会等設置会社における執行役と同様、監査役設置会社や監査等委員会設置会社においても、取締役会の決議によって執行役として選任することを認めた上で、会社法上一定の規律の対象とする、執行役として選任されている者以外についても同等の権限を有する者については同等の規律の対象とする等、会社の機関

として会社法上の位置付けを与えることを検討してはどうか。

特に、監査等委員会設置会社や、試案第2部第2の2のA案のような規律が設けられた場合には監査役設置会社においても、重要な業務執行の決定についても権限移譲を行うことが可能となるが、例えば、かかる権限移譲を受けて業務執行の重要な部分を担う者についてのみ、上記の規律の対象とすることも、検討の余地があるように思われる。

そもそも、上記の事象は、コーポレート・ガバナンス改革の進展に伴い、監査役設置会社等においてもモニタリング・モデルを実現すべく、監督機能と業務執行機能の分離を進める取組に伴って顕在化したものともいえ、これらの機関設計において、監督者と業務執行者との分離を徹底することに限界があるという現行の会社法上の機関設計のあり方について、改めて光を当てるものともいえる。当部会においては、将来的な検討課題の一つとして、この点に対する評価と対応について議論をすることも有益であると思われる。



(出所) 東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2007～2017より経済産業省作成

(注) なお、平成28年に取締役の人数が増加に転じていることについては、同白書上、「監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した会社において、監査役が監査等委員となる取締役に移行した会社が多かったことも一因と考えられる。」とされている。

以上